

公共工事における総合評価方式の運用について



総合技術政策研究センター

建設マネジメント技術研究室 室長 笹田 俊治 主任研究官 塚原 隆夫 交流研究員 毛利 淳二

(キーワード) 入札・契約方式、総合評価方式

1. 研究の経緯

国土交通省では、2005年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、競争参加者に技術提案等を求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式の適用拡大を図っている。

国総研では公共工事の各発注者の参考に資するため、2005年9月に「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」等を策定している。その後、総合評価方式の実施状況の分析や受発注者からの意見・要望等を踏まえて、ガイドライン等の改定版として、2007年3月に「総合評価方式適用の考え方」、2008年3月に「総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」をそれぞれとりまとめた。

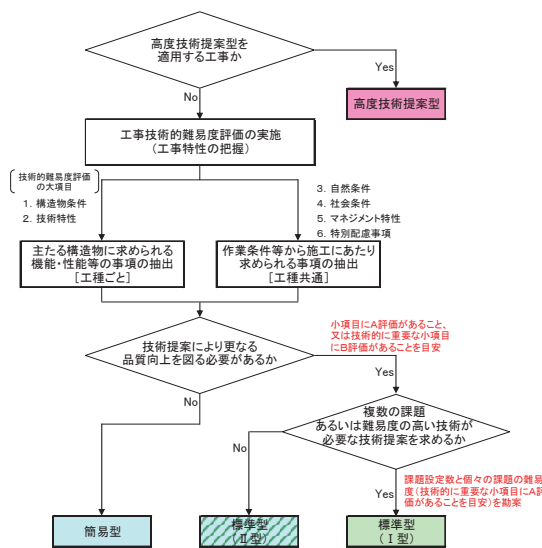


図 総合評価方式のタイプ選定フロー

1. 「総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」のポイント

(1) 技術的難易度評価に基づくタイプ選定

工事規模（予定価格）等によりタイプ選定している傾向が見られたことから、工事の技術的な難易度による評価の結果を活用し、総合評価方式のタイプ選定を行うこととした。

また、標準型においては、複数の課題あるいは難易度が高い技術が必要な技術提案を求める場合には標準型（I型）を適用し、求めない場合は標準型（II型）とした。

(2) タイプに応じた適切な評価

簡易型では、工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者が示す仕様書通りに施工する上での配慮すべき事項が適切か不適切かを評価（可か不可か）することを基本とした。

また、標準型・高度技術提案型では、技術ダンピングを助長させないよう評価の上限（値）を明示することとした。

(3) 手続き日数の短縮

標準型（II型）は、技術提案書の分量を最小限とすることにより技術資料の提出期間の短縮を図り、簡易型の手続きを踏襲することとした。

2. 技術ダンピングに対する今後の対応

技術ダンピングを助長させないために、前述の対応を行っているほか、国総研においては、評価項目等について、以下の対応策を提案している。

- ・改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける（不確実性の高い）評価項目は、技術提案の課題として設定しない。
- ・求める技術提案に上限（値）を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが可能かどうか判断する。
- ・受発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案の課題や上限（値）の設定根拠、対象範囲等を入札説明書でわかりやすく記載するよう努める。

【参考】 <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm>